

配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものである。

(現金、直接、全額支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、現金で直接その全額を支払うものとする。但し、センターと会員との間の合意によって、会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって配分金の一部を控除して支払うことができる。

(約束の日の支払い原則)

第3条 センターは、会員が就業した場合に、その配分金を別に定める日に支払うものとする。

2 配分金は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター配分金支払い要綱に基づき支払う。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定手続)

第5条 会員の就業に対する配分金見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮して、理事会において定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、配分金の支払日その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成24年4月1日から施行する。